

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

富士市立吉原第三中学校

学校いじめ防止基本方針（富士市立吉原第三中学校）

1 基本方針の策定にあたって

全国的に、いじめを背景とした生命や心身に危険が生じる事案が、後を絶ちません。いじめは、些細なことに思える事象から重大な事態となってしまった事象まで広範囲に渡ります。いじめは、いつでも、どの学校でも起こり得るものです。ですから、全ての教職員が、いじめについて理解を深めるとともに、未然防止・早期発見・早期対応に向けた学校の組織体制や対応の在り方について見直す必要があります。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。学校は、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。

いじめが発見された場合には、まず、いじめられた生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことが大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた生徒への支援はもちろんのこと、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められます。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条 第1項（平成25年9月28日施行）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。

3 いじめに対する理解の重要性

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も経験する可能性があることを理解する。
- ②「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があることを十分に理解する。
- ③いじめの加害・被害という関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

4 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会（以下、委員会）

構成員：校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭

拡大いじめ対策委員会（以下、拡大委員会）

構成員：いじめ対策委員 + PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、
SSW、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等

5 年間計画に位置付けたいじめ防止のための取組

学校いじめ防止対策委員会：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。

職員会議：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認し、生徒指導の方針を提示。全職員で共通理解を図る。月ごと学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

教育相談：年3回実施し、いじめやいじめの疑いのある場合について、情報を共有し、早期発見・対策をする。（卒業後3年間保存）

いじめアンケート：年3回教育相談時に実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合は臨時に実施し、情報収集や事実確認をし、対応策を検討する。（卒業後3年間保存）

子育て講演会：SC等による講演（子どもへの接し方等）を実施する。

Q U：中学1年生を対象に実施し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、結果の活用については、工夫して行う。

6 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

①いじめをしない・許さない心を育てる

- ・感謝・思いやり・命の尊重を道徳教育の重点の一つとし、相手の立場を理解し、互いに認め合いながら高め合おうとする思いやりの心を育成する。
- ・道徳年間指導計画等に基づき、様々な道徳的価値の「よさや大切さ」「実現の難しさ」「実現に向けて多様な考え方があること」等を考えられるようにする。
- ・道徳の授業を充実させ、「私たちの道徳」を最大活用する。

②いじめが起りにくい集団づくりを推進する

- ・人間関係づくりプログラムを実施し、学級内での生徒達の良い人間関係づくりの一助とする。
- ・協同的、体験的な活動を通して、喜びや悔しさなどを共感し合う場や機会を意図的に設定し、互いを尊重し合う関係を築く。
- ・互いの意見を尊重し合ったり、共感し合ったりする場面のある授業を実践する。

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

①あいさつを推進し、互いに声を掛け合える雰囲気をつくる。

②弱者に対する思いやりの必要性を考える場として歳末助け合い運動を実施する。

③スマイルアフリカプロジェクト等、活動の意味を理解し、人権意識を高める。

④「よいところ見つけ」の場面を設定したり掲示したりして、友達のよい面を伝え合う機会を繰り返し設ける。

⑤学級活動等で、生徒自身がいじめについて考える場を設け、いじめを生み出さないようにするにはどうしたらいいかについて話し合う場を設定する。

(3) 保護者や地域への啓発

①保護者に市や県、文部科学省等の発行資料等を配布し、いじめ防止について啓発していく。

②PTA常任委員会等でいじめに関する実情や学校の対応についての報告をし、理解を得ると共に、PTAと連携していじめ防止に努めることを呼びかける。

③PTA生活指導部での行事等における巡視や補導の際、いじめの観点から生徒達の観察、指導をしてもらう。

④地域住民やボランティアの方々から登校や下校時の状況で気になることの連絡をしていただく。

(4) いじめに関する教職員の研修

①静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用し、教師自身の人権感覚を高める。

②打ち合わせ等で、小さなトラブルの事例についても報告し合い、いじめにつながる表れを確認し合う。また、その際の指導経過や指導方法についても報告し合う。

③人権に関する各種の研修会に積極的に参加するとともに、人権教育を先進的に推進する学校の研修会にも参加する機会を設ける。

7 未然防止、早期発見、早期対応に向けて

(1) いじめの認知について（いじめの定義の解釈の明確化）

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、**社会通念上のいじめとはかい離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知すること**となっている。

些細な行為から自殺や不登校といった重大な事態に陥ってしまうこともあるという危機意識をもつ。

校内研修等で全教員がいじめの定義を共通理解し、子どもとの関わりを大切にすることによって、ごく初期段階のいじめや行為から行ったが意図せず相手を傷つけてしまった場合等であっても、教職員は、いじめとして認知し、丁寧に素早く対応していくことで、重大ないじめに発展していくことを防ぐことができる。

(2) いじめの未然防止に向けた取り組み

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒が主体となったいじめ防止のための取組を推進する。

- ア 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- イ 授業改善を一層進め、学びに向かう集団づくりと意図的に取り組む授業づくりを進める。
- ウ 人権教育・道徳教育・特別活動等を通して規範意識を高め、生徒自らが集団の在り方等について考える機会を設ける。
- エ 教育相談を充実させ、生徒との定期的な面談を実施する。
- オ 生徒会が中心となって、「スマホ等の利用ルール作り」をし、情報教育におけるモラル教育の充実を図るとともに、保護者への啓発を図る。
- カ 保護者・地域と連携を図り、学校いじめ防止基本方針等を周知するとともに、定期的に保護者懇談会を実施する等、保護者・地域からの意見を聞く機会を設ける。
- キ 特に配慮が必要な生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別指導」を保護者と連携する。
- ク 学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問事項を盛り込み、生徒の意識調査の結果から学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組を改善する。
- ケ P T A 常任委員会や P T A 総会、学校評議員会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- コ いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。

(3) いじめの早期発見

日常の観察をしっかりと行い、生徒の言動や日記の内容に留意する等、生徒の出す小さいいじめのサインを見逃さないよう努める。

- ア いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- イ いじめられている生徒及びいじめられている生徒の教室や家庭での言動を注視する。
- ・授業だけでなく、休み時間等にも声をかけ、生徒の様子に注意を払う。
 - ・特定の生徒への対応の違いや他の生徒と異なる言動や表情に注目する。
- ウ 日頃から、日記等を通して生徒の思いをくみ取り、生徒理解や保護者との情報交換に努める。
- ・学習、生活など、様々な観点で話す機会を設け、いじめについても話す機会があることを伝えておく。
 - ・生徒の何気ない話から、いじめを発見する。
- 〈例〉三行日記等による生徒本人とのコミュニケーションなど
- エ 生徒との定期的な面談を実施する。
- オ 定期的なアンケートにより実態把握をする。(年3回)
- ・集計結果は、学年・学校全体で共有し、少しでもいじめの可能性がある場合は、学年部や委員会で対策を検討する。
- カ 学校全体で情報の共有を図り組織的に行う。
- ・教員同士が、生徒一人ひとりや生徒間における関係性について常に情報交換をしていく。
 - ・「何かおかしい」「変だ」と感じたら、すぐに学年や関係職員と話をして様々な目で観察をしていく。
- キ 学校以外でも相談できる支援体制を整える。例えば、保健室等にリーフレット「ひとりで悩まないで」等を置き、生徒が困ったときに、いつでも相談できる関係機関についての情報提供を行う。
- ・生徒指導サポート員やスクールカウンセラーなど、担任等の教員以外による相談の機会があることを生徒に周知して、相談窓口を複数準備しておく。(相談窓口の多様)

(4) いじめの早期対応・早期解消

いじめを認知したときには、詳細な事実確認に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得できるように解消を目指す。

- ア いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- イ いじめ問題を学校の教職員全員で情報を共有し、組織的に対応する。
- ウ 事実に基づき、生徒や保護者に対し、丁寧に説明責任を果たす。
- エ いじめている生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省を促す。また、必要に応じて、謝罪をさせる。
- オ いじめが解消したと判断した後も、継続的に経過観察を行い、保護者に連絡を行う。
- カ いじめた側といじめられた側の両者に丁寧に寄り添った対応を心掛ける。

(5) ネット上のいじめへの対応

①学校での情報モラル指導(未然防止)

- ・ネットマナー講習会などを開催し、利用上の利便性と危険性の知識を理解する。

- ・生徒会が主体となり、「スマホ等の利用ルール作り」を見直す。
 - ・保護者面談等で家庭での利用ルールを学校と連携・協力する。
 - ・年度末に、取り組みの報告書を学校教育課へ提出する。
- ② ネット上のいじめを発見した場合（早期発見・早期対応）
- ・誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた生徒及び保護者にしっかりと伝える。
- ③ 事実を把握する（早期対応）
- ・被害のあった生徒や関係している生徒から詳細を聴き取り、事実を確認する。
 - ・書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷し、動画の場合は、デジタルカメラで撮影する。
 - ・被害にあった生徒と書き込み等を行った生徒の保護者に直接書き込み内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。
- ④ 書き込み削除を迅速に行う（早期対応）
- ・書き込み等を行った生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
 - ・当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。
 - ・上記の方法でも削除されない場合は、警察又は法務局等に相談する。

(6) いじめに対する措置

① いじめの情報をうけた場合

- ・直ちに当該学年で情報の内容を確認し、対応を検討する。
- ・当事者だけでなく、友達や保護者等にも聴き取りを行う。
- ・できるだけ早く事実関係をはっきりさせたいが、被害のあった生徒や保護者の心情に十分配慮して聴き取りを進める。

② いじめが確認された場合

- ・いじめられた側の気持ちに寄り添い、学校や教員、そして、保護者や地域などの大勢が支え、守るという姿勢を伝える。
- ・直ちに委員会を開き、対応策を検討する。
- ・状況によっては拡大委員会を開き、更なる情報の収集や意見交換を専門家の意見を伺う。

③ いじめられた生徒への配慮

- ・プライバシーに配慮し、いじめられた生徒の心のケアを最優先にする。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等、状況に応じて専門機関によるカウンセリングを実施する。
- ・二次被害の防止及び、周囲の生徒への指導を行う。
- ・保護者に事実関係を伝え、家庭と連携していじめられた生徒を支えていく体制をつくる。

④ いじめた生徒への処置

- ・担任や生徒指導主事、スクールカウンセラー等による指導及び、カウンセリングを行う。
- ・状況に応じ、席替えや別室指導を行う。また、教育上必要であると認められるときは、

人格の成長を促すために適切に懲戒を加えることも検討する。

- ・事実関係を保護者に伝え、家庭と協力して今後の指導をすすめる。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断していく。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(8) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は、市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及び、その保護者に提供する。

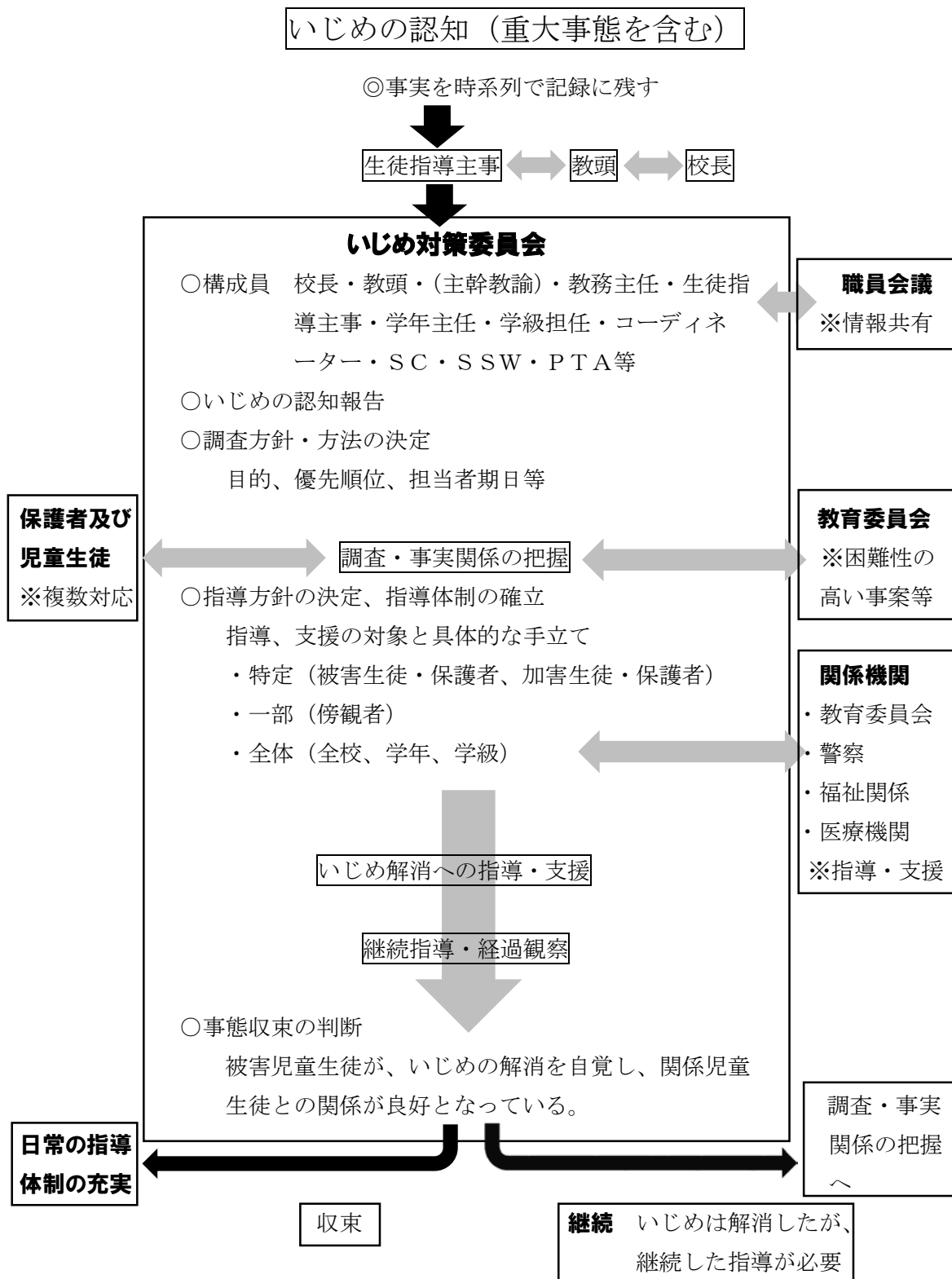
②各対応

a 生徒対応（担当：生徒指導主事）

- ・いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、その背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等について調査を行い、事実関係を明確にする。
- ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先すると共に、継続的な支援に努める。
- ・他の生徒に動揺や不安が広がったり、根拠のない風評が広がったりした場合には、き然とした態度で生徒に話をすると共に、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ・スクールカウンセラーや医療機関等でのカウンセリングの必要性の有無を判断し、状況に応じたしかるべき機関を紹介し、受診させる。

- ・状況に応じ、学年集会や全校集会を臨時で開催する。情報を取捨選択し、全体で伝えるべきことと各学級で伝えるべきことを分けて話をする。その際、生徒が不用意に憶測をしたり、偏見を持ったりしないよう、話し方や情報の提示の仕方に配慮する。
- b 保護者対応（担当：各学年主任）
- ・調査結果に基づき、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・状況に応じ、学年または全校の保護者に対して説明の必要性を検討し、当事者の同意を得た上で臨時保護者会を開催する。
- c 報道機関対応（担当：教頭）
- ・正確で一貫した情報提供するために窓口を教頭に絞り、状況に応じて、プライバシーに十分配慮し、客観的な事実を伝える。
 - ・事実誤認や不適切な対応がなかったと決めつけたり、誤解を与えるような情報を提供しない。
- d 警察対応（担当：教頭）
- ・暴力や窃盗、金銭や物品の恐喝による授受など社会的な犯罪行為として考えられる場合には、教育委員会や警察と連携して対処する。

(9) 緊急時の組織的対応 (いじめ対応)



平成 26 年 4 月 1 日策定
 平成 29 年 12 月 21 日改定
 平成 30 年 6 月 29 日改定
 令和 2 年 3 月 31 日改定